



富岡市未熟児養育医療給付事業のご案内



未熟児養育医療給付とは…

生まれた時の体重が2000g以下、または、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が指定された医療機関へ入院した時は、1歳になるまでその治療に必要な医療費の自己負担分を公費で受けられる制度です。

対象となった場合、申請が必要です。

(対象となったお父さまには、入院中の指定医療機関から『養育医療意見書』が発行されます)

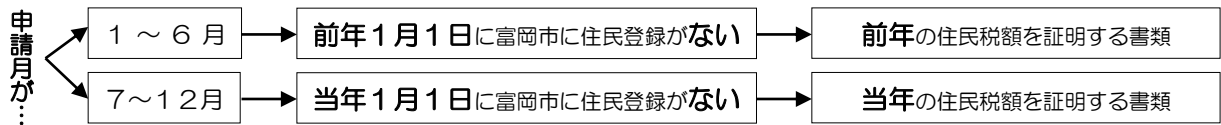
【申請場所】 富岡市保健センター 午前8時30分～午後5時15分まで(土日・祝日を除く)

【申請に必要なもの】

①	養育医療意見書	指定医療機関の担当医師が作成します
②	養育医療給付申請書	保護者記入 富岡市保健センターでお渡しします 富岡市ホームページからダウンロードもできます
③	世帯調書	保護者記入 富岡市保健センターでお渡しします 富岡市ホームページからダウンロードもできます
④	住民税額を証明する書類※1 (住民税額決定通知書 等)	① 該当年1月1日※2 に富岡市に住民登録がない方はご用意ください ② ①に該当しない方はこちらで課税照会を行い住民税額が確認できるので書類は不要です
⑤	健康保険証	医療を受けるお父さまのもの (まだ発行されていない場合は加入予定の保険証でも可)
⑥	マイナンバー(個人番号)のわかるもの	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード 同一世帯全員分(医療を受けるお父さまのものはまだ発行されていない場合不要)
⑦	申請者の身分証明書	運転免許証等

※1 世帯の課税状況に応じて医療費の自己負担額を認定しますが、福祉医療費対応となりますので、実際の自己負担はありません。

※2 申請月によってご用意いただく書類が異なります。



- ◆申請書類の受付から1週間程度で養育医療券を発行し、ご自宅に郵送いたします。
- ◆届きました養育医療券は医療機関に提示をしていただき、お父さまの入院中は申請者が保管してください。
- ◆治癒(退院)されて養育医療の給付を必要としなくなった際は、養育医療券を保健センターまでご返還ください。
- ◆住所や健康保険証など、申請時の内容と変更があった時は、再度申請が必要です。

お父さまの入院中から退院後、必要に応じて保健師等が家庭訪問や電話相談を行っています。ご心配なことがありましたらご連絡ください。

申請・お問合わせ先 富岡市保健センター ☎64-1901

令和3年4月～